

○西中総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第161回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は3つございます。

議題1、「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告案について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議題1「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告案について」につきまして、資料1に基づき御説明いたします。

まず、経緯につきまして、資料1-1を御覧ください。

本最終報告案につきましては、官民を通じた個人情報保護法制の一元化について検討を行っている「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」の下、本年3月から開催されております「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」における検討結果として取りまとめられたものでございます。

本年8月には、「個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理」が取りまとめられ、9月以降、主として地方公共団体の個人情報保護制度の在り方について、地方公共団体や民間事業者の御意見も伺いながら検討を行ってまいりました。

本最終報告案では、中間整理で示された方針を基本的に維持しつつ、地方公共団体の個人情報保護制度を含めた制度改正の方向性を示しております。

次に、本案の概要につきまして、資料1-2を御覧ください。

まず、1ページ、見直しの背景でございます。

今般、新たに「デジタル庁」を創設し、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく方針であることに伴い、公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が予定されていることから、個人情報保護に万全を期すため、独立規制機関である委員会が、公的分野を含め、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制の確立が求められております。

また、官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化している中、データ利活用の支障となり得る現行法制の規制の不均衡や不整合を是正する必要がございます。

さらには、国境を越えたデータ流通の増加を踏まえ、国際的な制度調和を図る必要性が一層向上しております。

2ページ、見直しの全体像でございます。

中間整理で示された方向性を基に、地方公共団体の個人情報保護制度の在り方についての検討結果も踏まえ、第一に、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を委員会に一元化することとしております。

第2に、医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則と

して民間の病院、大学等と同等の規律を適用することとしております。

第3に、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化することとしております。

第4に、個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化することとしております。

4ページでございます。

医療分野・学術分野における規制につきまして、独法等のうち、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業を継続的に行うもの等には民間事業者と同様の規律を適用することなどとしております。

5ページでございます。

学術研究に係る適用除外規定につきまして、利用目的による制限や第三者提供の制限等について例外規定を置きつつ、安全管理措置や保有個人データの開示等については、学術研究にも適用とすることとしております。

6ページでございます。

公的部門と民間部門の両部門における「個人情報」の定義を統一するとともに、その結果として、匿名加工情報と非識別加工情報とを区別する必要がなくなることから、両者の名称を「匿名加工情報」で統一することなどとしております。

7ページでございます。

行政機関等の開示決定等への不服申立ての扱いにつきまして、一元化後も、情報公開・個人情報保護審査会の機能を基本的に維持することといたしますが、委員会は、特に必要と認める場合には、開示決定等の当否について、行政機関等に対して勧告を行い得ることとしております。

8ページでございます。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方につきまして、改正の方向性が示されております。社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立の要請や、個人情報保護に関する国際的な制度調和等の観点から、法律において全国的な共通ルールを規定し、法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを設定した上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容することとしております。

なお、独自の保護措置を条例で定めたときは、委員会への届出を要することとしております。これにより、地方公共団体等も含め、我が国の個人情報保護制度全体の整合性が確保されることが期待されます。

9ページ、地方公共団体の個人情報保護制度の改正の概要でございます。

①の適用対象につきましては、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に国と同じ規律を適用することとし、公立の病院や診療所、大学等には、民間部門と同じ規律を適用することとしております。

②の定義の一元化につきましては、容易照合可能性や個人識別符号等の個人情報の定義

について、地方公共団体においても、国・民間部門と同じ規律を適用することとしております。

③の個人情報の取扱い、④の個人情報ファイル簿の作成・公表につきましては、国と同じ規律を適用することとしております。

⑤の自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求につきましては、その請求権や要件、手続の主要な部分は法律で規定する方向としております。

⑥の匿名加工情報の提供制度の導入につきましては、国と同じ規律を適用しつつ、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市に適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能にすることとしております。

⑦の個人情報保護委員会と地方公共団体との関係につきましては、委員会が、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行うこととするとともに、地方公共団体も個人情報の取扱いに関し、委員会に対して助言等の必要な支援を求めることを可能にすることとしております。

⑧の施行期日等につきましては、地方公共団体の準備等に要する期間を十分に確保して設定するとともに、新制度の施行の準備等を円滑かつ確実に実施できるよう、必要な助言を行うこととしております。

10ページ、見直し後の委員会の監督範囲でございます。

見直し後は、民間・国・地方におけるマイナンバーを含む個人情報関係と匿名加工情報関係を委員会が一元的に監視監督する体制が構築されることとなります。

本案は、今後開催されるタスクフォースにおいて、個人情報保護制度の見直しに関する最終報告として決定されましたら、パブリックコメントに付される予定でございます。その上で、本案の内容を具体化すべく、来年の通常国会への改正法案の提出に向けて政府内で所要の調整を行いつつ、必要な作業を進めてまいります。

なお、本案の内容は、当該最終報告が決定されるまでの過程で変更が生じ得ることがあることを申し添えます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員。

○中村委員 地方公共団体の個人情報保護制度の検討については、8月の委員会において、「地方公共団体や民間事業者の意見をよく聞くことが重要である。そして、検討会での議論が、地域や国が取り組まなければならない課題の解決に役立つようなデータの利活用の促進と、住民の権利の適切な保護に資することを期待する」という趣旨の意見を申し上げました。

9月以降、検討会においては、経済団体及び地方団体からのヒアリング、そして約1,800の全地方公共団体を対象にしたアンケート調査の結果などを踏まえた検討が行われ、地方

公共団体や民間事業者の意見をよく聞きながら、共通ルールの法制化に向けて建設的な議論が行われたことを、議事録から読み取らせていただきました。検討会の委員の方々を始め、検討会に出席された地方団体、経済団体、事務局など関係の方々の御尽力に敬意を表したいと思います。

現在、我が国では、社会全体のデジタル化を強力に進めていくことが政府の喫緊の課題であり、推進の司令塔として「デジタル庁」が創設の運びとなりました。社会全体のデジタル化に対応して個人情報保護とデータ利活用の両立が要請される中、この最終報告案は、データ利活用を円滑化するため共通ルールを求める民間からの声に応えると同時に、地方の個人情報保護制度にも配慮したものとなっています。最終報告案は原案のとおりでよろしいかと思います。

その上で、今後、一元的な監視監督権限を有することとなる委員会としても、今後の法案化作業、法施行後の執行面でしっかり取り組んでいく必要があると思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか、御意見はありませんか。

藤原委員。

○藤原委員 地方との関係については、今、中村委員が御指摘になったとおりでと思います。様々な課題があると思います。私としては、今後の委員会の体制について一言申し上げたいと思います。

委員会は元々、マイナンバー法の制定に伴い、平成26年にマイナンバーを監視・監督する組織である特定個人情報保護委員会として設置されたものであります。その重要性に鑑み、いわゆるスクラップアンドビルドを経ずに、三条機関として設置されております。

その後、平成27年の法改正により、個人情報保護法を所管することになり、特定という言葉が取れ、個人情報保護委員会に改組され、現在の体制が整備されております。

今回の方向性に基づけば、官民を通じた個人情報の保護と利活用という、新たな大きな、言わば第三のミッションが与えられたものと考えられます。官民双方及び地方公共団体の監視も行政機関に対するものに準ずるという意味で行うわけで、我が国の全体を見るところになります。そういう意味で、EUの中の個人情報保護の進んだ国の体制と同様の法制度が整いつつあるといえるのだと思います。

このような新たに与えられた課題を担うことになるすると、委員会の組織体制も従来と同じというわけにはいかないのではないかと考えます。一元的監督という新たなミッションに対して、体制を整える必要性が強いのではないかと考えるわけです。

実際、EU各国は、予算、人員においても、そのような体制にふさわしいものを持っていると思います。したがって委員会としても総力を挙げて、今後の課題を見据えた体制の強化等に取り組む必要があるのではないかと考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御意見はございますか。

両委員、ありがとうございました。

今回の見直しは、元々、個人情報法の3年ごと見直しの中で、各方面から御要望があつて、それを受けて議論がスタートしました。本最終報告案は、有識者検討会がこれまで約1年にわたり議論してきた結果であると承知をしております。有識者検討会の委員の皆様を始め、各方面で議論に携わっていただいた多数の方々に改めて敬意を表したいと思います。

中村委員からも触れられましたが、藤原委員からは、これは言わば委員会にとって第三のミッションであるといったお話がございました。私もそのとおりで思っています。この点は我々としてもしっかりと受け止め、今後、委員会に求められる体制の構築に正面から取り組む必要がございます。

さらに今後、本最終報告案に示されている方向性を法案において具体化できるように進めてまいりたいと思います。

なお、本最終報告案は、今後開催される個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースにおいて、個人情報保護制度の見直しに関する最終報告として決定されることになっております。この点、当該最終報告の決定までの間で修正を要する場合には、基本的には私に御一任いただき、私と事務局で調整させていただくということで、委員会としても、本案により決定されることについて異議はないということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、異議がないということなので、タスクフォースに出席される福浦事務局長においては、そのように対応していただくようお願いを申し上げます。

それでは、次の議題に移ります。

次からの議題は監督関係者以外の方は御退席をお願いいたします。

では、議題2、「監視監督について①」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

○丹野委員長 それでは、議題3、「監視監督②について」、事務局から報告をお願いいたします。

(内容については非公表)

本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料については、公表しないこととした資料以外は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議はこれで閉会でございます。